

# きゅうりブランド化・地産地消事業委託業者選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

本実施要領は、きゅうりブランド化・地産地消事業に係る業務(以下「本業務」という)の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

本事業を受託しようとする事業者は、本要領に基づき必要な手続きを行うものとする。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 業務名

きゅうりブランド化・地産地消事業

### (2) 業務の目的

武雄産のきゅうりを使った加工品を製作し「武雄産きゅうり」に対して多くの人に興味を持ってもらい「きゅうりといえば武雄市」のイメージを確立する。同時にリピーターをつけることでブランド化や地産地消につなげることを目的とする。

### (3) 業務内容

「きゅうりブランド化・地産地消事業業務委託 仕様書」のとおり

### (4) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

### (5) 選定方法

公募型プロポーザル方式

### (6) 委託費

1,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

## 3. 参加資格

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令和5年度及び令和6年度入札参加資格審査申請書を武雄市に提出し、登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む)の規定に該当しないこと。
- (3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領(平成23年訓令第3号)による指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限り)を受けたものを除く。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (6) 委託候補者として選定された場合、委託期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書に記載した者を確実に配置できること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

## 4. 参加資格の審査

- (1) 本プロポーザルへ参加を表明しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。  
参加表明書(様式2)、誓約書(様式3)
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者、又は参加資格に満たないものはプロポーザルに参加することができない。

## 5. 提案手続き等

### (1) スケジュール

内 容	日 時
公募の開始	令和5年8月10日(木)
質問書提出	令和5年8月16日(水)～18日(金)
質問書に対する回答	令和5年8月21日(月)

公募型プロポーザル参加表明書提出	令和5年8月23日（水）午前10時まで
参加資格確認結果通知	令和5年8月24日（木）
提案書提出	令和5年8月25日（金）午前10時まで
書類選考の結果通知（注1）	令和5年8月29日（火）
選定委員会による審査（ヒアリング）	令和5年8月31日（木）
審査結果の通知・契約	決定後通知（9月上旬）

（注1）参加者数が6者以上の場合は、提案書締め切り後、委託業者選定に関する委員会を開催し、書類選考により選定委員会（ヒアリング）の対象者を絞り込むことがある。

## （2）参加手続き

### ① 実施要領等の配布

配布開始日	令和5年8月10日（木）
配布資料	① きゅうりブランド化・地産地消事業委託業者選定に係るプロポーザル実施要領（本書） ② きゅうりブランド化・地産地消事業業務委託仕様書 ③ 質問書（様式1） ④ 公募型プロポーザル参加表明書（様式2） ⑤ 誓約書（様式3） ⑥ 提案書（様式4） ⑦ 同種業務実績表（様式5） ⑧ 辞退届（様式6） ⑨ 委任状（様式7）
入手方法	武雄市公式 Web サイト「たけおポータル」からダウンロードするものとする。

### ② 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次のとおり、質問書（様式1）を提出して行うものとする。

受付期間	令和5年8月16日（水）～18日（金）
提出方法	電子メールにより、農林課のメールアドレスまで提出すること。 メールアドレス nourin@city.takeo.lg.jp
回答方法	質問者に対して E メールにて回答を行う。また、開催資格確認結果の通知に合わせ、すべての質疑回答を参加表明者全員に通知する。

### ③ 参加表明書等の受付

受付期間	令和5年8月23日（水）午前10時まで
提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市 営業部 農林課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類 （各1部）	① 公募型プロポーザル参加表明書（様式2） ② 誓約書（様式3）

### ④ 参加資格確認結果の通知

参加表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）に対し、参加資格要件の確認を行い、その結果については、「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」にて通知する。

### ⑤ 審査会日程の通知

参加資格を有するものには、「プロポーザル参加要請書」を通知し、審査会日程の詳細についても記載する。

なお、参加表明者のうち、参加資格要件を満たすことができなかった者については、当該業務の提案はできないものとする。

### ⑥ 企画提案書（事業計画書等）の提出

提出期限	令和5年8月25日（金）午前10時まで
------	---------------------

提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10 武雄市 営業部 農林課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに <b>必着</b> とする。
提出書類 (各 6 部)	企画提案書(様式 4)を表題とし、下記ア及びイを提出すること。 ア 提案書【様式 4～5】 ・提案書表紙【様式 4】 ・提案書(任意様式) ・本業務委託の実施スケジュール案(任意様式) ・見積額(任意様式) ・業務体制表(任意様式) 本業務委託の実施体制が分かるもの ・同種業務実績表【様式 5】 イ 事業所概要【任意様式、企業パンフレット等でも可】

⑦ 選定委員会開催日(ヒアリング開催日)

選定委員会において、提案内容をより理解するため、提案書に係るヒアリングを次のとおり行う。

審査日時等

- 日 時 令和 5 年 8 月 3 1 日
- 場 所 武雄市役所(詳細は別途通知)
- 出 席 各法人等の代表者  
※代表が欠席の場合、委任状(様式 7)が必要

審査内容

事業実施体制等審査[ヒアリング 30 分]

事業実施方針や取組意欲などについて、各事業者 15 分程の説明を受けた後、質疑応答を実施する。ヒアリングの順番は、提出書類の受付順とする。

※映像機材等により説明する場合は、事前に申し出ること。

⑧ 優先交渉権者の決定

ヒアリングにより審査し、最低基準点(50 点)に達したもののの中から獲得点数の順に優先交渉権及び交渉権者を 1 者ずつ選定する。

⑨ 選定結果の通知

審査結果については、提案書を提出した者すべてに文書で通知する。

⑩ 契約の締結

選定した優先交渉権者(優先交渉権者が応募資格を満たさないと判断された場合、失格事項に該当した場合又はその理由により締結不可能となった場合は、交渉権者)と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

## 6. 選定委員会

(1) 名称

選定を行う委員会は「きゅうりブランド化・地産地消事業業務受託候補者選定委員会」とする。

(2) 構成メンバー

きゅうり篤農家・きゅうりトレーニングファーム講師、6 次産業経営者・農業士、武雄市職員で構成する。

(3) 審査方法等

選定委員会会議は、非公開とする。ただし、優先交渉権者及び審査講評については、武雄市ホームページで公表する。

(4) 評価基準

- ・企画内容に対する評価

- ・実行力に対する評価
- ・費用対効果に対する評価
- ・人材、組織に対する評価
- ・その他

## 7. 評価結果の公表及び通知等

- (1) 評価結果の公表  
農林課において、選定委員会による審査講評を公表する。
- (2) 評価結果の説明  
プレゼンテーション参加者は、評価結果について通知の日から起算して5日以内(市の閉庁日を除く)に農林課に説明を求めることが出来る。
- (3) 評価結果の通知  
最も適した提案者を選定し通知を行う。また、選定した者と契約額等が協議成立後随意契約を締結する。選定されなかった者に対しても、通知を行う。

## 8. 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定の対象から除外する。

- ・提出書類に虚偽の記載をしたもの
- ・選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- ・選定委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- ・契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると市長が判断したとき。
- ・著しく社会的信用を損なう行為等を行ったことにより、契約候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- ・契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

## 9. 事業の実施状況の検証（モニタリング）

事業実施状況の検証に関する書類について作成し、市の求めに応じて提出するものとする。

## 10. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。但し、提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。
- (3) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、武雄市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (4) 提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (5) 提案者が1者であっても本プロポーザルは実施し、審査結果業務を適切に実行できると判断された場合には、当該提案者を優先交渉権者とする。
- (6) 優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約の手続きの完了までは、市との契約関係を生じるものではない。
- (7) 契約締結にあたっては、選定された提案書等をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、再度市と調整を行い、協議が整った場合は、委託業務を締結する。
- (8) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (9) 提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは10ポイント以上とする。文字等の色指定はない。
- (10) 一定の適格性を満たす参加者がいないときは、契約候補者を選出しない場合がある。

## 11. 契約事項

契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。但し武雄市財務規則第120条の契約保証金の減免に該当するものは、納付を免除する。

## 12. 問合せ先

武雄市役所 営業部 農林課 里山資本係

〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10

TEL : 0954 - 23 - 9335

FAX : 0954 - 23- 3816

E-mail : [nourin@city.takeo.lg.jp](mailto:nourin@city.takeo.lg.jp)

別表 評価基準

項目	評価基準	点数
1. 企画内容に対する評価	・ 事業を盛り上げる独自の提案があるか	
	・ 企画内容が実現可能であるか	
	・ 企画内容が明確かつ具体的であるか	
2. 実行力に対する評価	・ 実行計画が明確かつ具体的であるか	
	・ 本業務を実施するにあたり、適正な予算配分 がなされているか	
	・ 広報等の PR 方法に関し、幅広い知見やネッ トワークを持っているか	
3. 費用対効果	・ 費用対効果が高いか	
4. 人材・組織	・ 業務遂行に必要な体制、人員が確保されてい るか	
5. その他	・ 過去に、同種の業務を請け負った実績を有し ているか。	
<b>総計</b>		